平成２４年（フ）第３１２号
熊本市東区尾ノ上４丁目11番235―803号　ロイヤルシャトー尾ノ上
債務者　小賦　敏江
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田　光也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１１６号
北海道帯広市南町南８線73番地１　パットハイム南町101
債務者　小玉真奈美（旧姓根本）
1　決定年月日時　平成24年６月18日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩崎　優子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月27日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第５９７号
京都市右京区嵯峨朝日町13番地　シェモアクレール401号、従前の住所地京都市中京区先斗町通四条上ル松本町162番地
債務者　八幡屋こと　西村　京子
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三重　利典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１４７号
福井市文京７丁目21番９号、旧住所福井市学園１丁目３番５号
債務者　佐藤喜美子
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第６４号
福岡県飯塚市西徳前13番21号　広山第一アパート11号、前住所福岡県飯塚市西徳前13番４号
債務者　村上　政夫
1　決定年月日時　平成24年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第２９４号
熊本市西区松尾町上松尾81番地１　ベルハウス205
債務者　中村　徳克
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１０号
松江市東津田町2168番地558
債務者　香川美恵子
1　決定年月日時　平成24年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６４号
松江市学園１丁目19番45―306号　エスペラント嵯峨、前住所島根県出雲市今市町北本町５丁目５番地20
債務者　品川　賢一
1　決定年月日時　平成24年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第８３号
島根県雲南市木次町里方104番地４、前住所島根県雲南市掛合町掛合3116番地
債務者　石橋　知幸
1　決定年月日時　平成24年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１３１号
広島県福山市新市町大字新市189番地１　吉川アパート西側、旧住所広島県福山市新市町大字新市949番地３　１―204
債務者　近藤ひとみ
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月21日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第１２７号
富山市芝園町１丁目４番18号　溝口真史方、住民票上の住所富山市東福沢3616番地15
債務者　溝口　勝広
1　決定年月日時　平成24年６月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１３１号
富山市牧田370番地
債務者　若林　利明
1　決定年月日時　平成24年６月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月22日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第８４号
佐賀県小城市三日月町長神田2289番地１
債務者　山下　克弥
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第９７号
佐賀市嘉瀬町大字扇町2344番地２
債務者　中尾　浩二
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１０１号
佐賀県神埼市神埼町神埼64番地
債務者　稲垣　聡子
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１０７号
佐賀県佐賀市大財２丁目４番５号
債務者　森　　正和
1　決定年月日時　平成24年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月24日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係